

助成事業募集のお知らせ

(公財) 岐阜県国際交流センターでは、県民の皆様が、自ら企画・運営して実施する国際交流、国際協力及び多文化共生の推進に寄与する事業に対して助成することで、県民主体の本県の国際化、多文化共生社会づくりを推進します。

助成対象事業

国際交流・国際協力事業/多文化共生推進事業

募集期間

平成30年1月9日(火)～ 2月16日(金)必着

1 申請から助成金振込までの流れ

申請

・平成30年1月9日(火)～2月16日(金)《必着》
遅くとも申請期限1週間前までに当センターへご連絡ください。
申請内容を聞き取り、必要な書類についてご案内します。

採択

・平成30年4月上旬
選考の上、助成の可否等を文書にて通知します。

実施

・平成30年4月1日～平成31年2月28日
助成事業を確実に実施してください。

報告

・事業完了後1ヶ月以内 ※平成31年2月7日以降に完了する事業は3月8日(金)まで
報告書一式を提出してください。

振込

・事業報告後1ヶ月程度
報告書を精査後、最終助成額を決定し、助成金を振り込みます。

助成申請にあたり、書類の追加提出や修正を依頼することが多くなっています。
募集期間内に申請書一式を提出できるよう、申請書作成や見積書の依頼など、
早めにご準備ください。



2 募集要項

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>助成対象団体</p> | <p>【すべてに該当すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に活動の拠点を有する民間の団体(グループを含む)であること ※法人格の有無は問いません ・原則1年以上の活動実績があり、かつ継続して国際交流、国際協力又は多文化共生の推進活動を行う見込みがあること ・目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する定めがあること (団体規程、役員名簿など) |
| <p>助成対象となる事業</p> | <p>【平成30年4月1日～平成31年2月28日までに実施し完了する下記の事業】</p> <p>国際交流・国際協力事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の国際交流や国際理解を促進する事業 ・海外で実施する国際協力活動、諸外国との相互理解や友好親善に資する事業 <p>多文化共生推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の生活支援や日本語学習支援等を通じて多文化共生社会に資する事業 ・上記の対象事業で、地域住民と外国人住民が協働で行う事業 <p>【その他の条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①助成団体が自ら企画、主催する事業で、その<u>事業内容等が具体化していること</u> ②<u>確実に事業を実施すること</u> ③同一内容の助成対象事業に対する助成は、<u>3年まで</u>(平成25年より起算) (ただし、多文化共生推進事業は、真に多文化共生社会づくりの実を挙げ、かつ助成を受けないときに事業を継続することが困難であると認められるものに限り、引き続き助成を行います。) ④同一年度での助成金の交付は、原則、1団体1事業 (多文化共生推進事業のみ、1団体2事業申請可能です。ただし、1事業は外国人の子どもへの学習支援事業(日本語、教科指導等)を必須とします。) |
| <p>助成対象と ならない事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・単なる公演、鑑賞等を目的として行う事業 ・平成25年度より起算し、同じ事業で3年間当センターから助成を受けた事業 ・自己資金がない事業 ・事業の大半を外部機関に委託して行う事業及びその他主体性を欠く事業 ※委託料が総事業費の1/2以上となる事業は助成申請の対象としません ・県及び市町村が主体となって行う事業 ・助成対象経費が10万円未満の事業(外国人の子どもへの学習支援事業は除く) ・政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業 ・参加者を特定団体の会員などに限定して行う事業及びその他の公開性を欠く事業 |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>助成金の額</p> | <p>国際交流・国際協力事業</p> <p>(助成対象経費合計－事業収入) × 1 / 2 上限金額は30万円</p> <p>※ただし、以下の事業は上限金額を50万円とする。</p> <p>岐阜県・中国江西省友好提携30周年関連事業等、岐阜県が実施する国際交流事業に主体的に協力し実施する事業のうち、特に貢献度が高いと認められる事業</p> <p>多文化共生推進事業</p> <p>(助成対象経費合計－事業収入) × 2 / 3 上限金額は50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入は、他団体からの助成金、入場料及び講座の参加費等です。 ・事業収入を助成対象外経費に充当する場合でも、上記のとおり、対象経費の合計より引いて計算してください。 ・助成要望額に千円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とします。 |
| <p>助成対象となる経費・ならない経費</p> | <p>別表より、助成対象経費・助成対象外経費の確認をお願いします。</p> <p>ご不明な点があれば、ご連絡ください。</p> <p>【注 意】 海外渡航費・招へい費用（航空運賃）、申請団体に所属する者への謝金は助成対象となりません。</p> <p>※国際交流・国際協力事業のうち、上記のただし書きに該当する事業に限り、海外渡航費・招へい費用（航空運賃）を助成対象とします。</p> <p>※外国人の子どもへの学習支援事業に限り、申請団体に所属する指導者（常勤職員を除く）への謝金を助成対象とします。</p> |
| <p>申請手続き</p> | <p>【募集期間】</p> <p>平成30年1月9日（火）～2月16日（金）《書類必着》</p> <p>【提出書類】</p> <p>当センターまで、次の書類を持参または郵送にて提出してください。</p> <p>あわせて、電子データの提出もお願いいたします。</p> <p>①交付申請書（第1号様式）（押印）</p> <p>②申請団体の状況（第1号様式その2）</p> <p>〔 団体の概要が分かる資料（規約、会則、役員名簿、団体の前年度収支決算書等）を添付してください。 〕</p> <p>③事業計画書（第1号様式その3）</p> <p>④収支予算書（第1号様式その4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>パソコンでの書類作成をお願いします。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・手書きの申請書類は受付できませんのでご了承ください。 ・申請書及び収支予算書は、記入例を参照し記載してください。 ・提出された書類は、返却いたしませんのでご了承ください。 <p>【注 意】 3万円以上の経費は、その経費に係る見積書等を添付してください。</p> <p>金額の根拠が確認できれば、HP や料金表のコピー等でも構いません。</p> <p>なお、10万円以上の外部発注に係る経費については、2社以上の見積書が必要です。</p> <p>申請様式等は、センターHP (http://www.gic.or.jp/aboutgic/grants/) より、ダウンロードできます。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>審査基準</p> | <p>【事業の重要性・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題やニーズを的確に把握した事業であること ・より多数の県民が参加、参画できる事業であること、またその創意工夫がされていること <p>【事業の独自性・先進性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい取り組みなどの創意工夫がされていること ・タイムリーな内容が盛り込まれているなど、進取的、意欲的な取り組みであること ・単に発表や展示、鑑賞や視察だけの事業ではなく、事業参加者との双方向的な交流がなされており、能動的な関わりがあること <p>【事業の効果、成果の活用、他団体の模範】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の国際化や多文化共生推進の波及効果が高いこと ・地域の課題がどう解決、改善されるかが明確に認識されていること ・継続的にその効果の波及が期待できること <p>【事業の適正性・実現性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の設定が過大なものでないこと ・実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられていること |
| <p>交付決定通知</p> | <p>選考のうえ助成の可否及び交付額を決定し、4月上旬までに文書にて通知します。</p> <p>【注 意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月に通知する交付決定額は、助成金交付上限額となります。最終助成額は事業終了後、助成対象経費の決算額をもとに計算し確定します。 ・実際に支出した費用が減額した場合や、領収書の写しなどの必要書類が提出されない場合は、助成額が減額することもありますので、あらかじめご了承ください。 |
| <p>交付決定後の手続き</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後1か月以内に、実績報告書及び領収書の写しなど必要書類一式を提出してください。所定の審査を行い、助成額を確定の上で交付します。 ・詳細は、助成申請が採択された団体へ、交付決定通知とともにご案内いたします。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請が不採択または申請額に対して交付決定金額が減額になる場合もありますので、余裕のある資金計画のもとで事業を行ってください。 ・助成事業を実施する際は、作成する印刷物や看板、当日配布資料等に、センターの助成を受けた旨を明記・公表してください。 ・センターは、助成した事業の実施状況等について、随時調査を行うことがあります。領収書は大切に保管してください。 ・助成金交付決定事業は、事業名、団体名等をセンターホームページ等において公表します。 |
| <p>問い合わせ書類の送付先</p> | <p>公益財団法人岐阜県国際交流センター 担当：早川（国際交流・国際協力事業） hayakawa@gic.or.jp 福川（多文化共生推進事業） fukukawa@gic.or.jp 住所 〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通 1-12 岐阜中日ビル 2階 TEL: 058-214-7700 FAX: 058-263-8067 E-mail gic@gic.or.jp URL http://www.gic.or.jp ー書類作成にあたり、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせくださいー</p> |

本助成金は、平成30年度予算の決議を前提としていることから、内容等が変更になることもあります。あらかじめご了承ください。

助成対象経費・対象外経費

以下の表より、助成対象経費、対象外経費をご確認ください。特に、申請団体に所属する者に対する謝金、海外渡航・招へい費用（下記記載の例外として認める事業を除く）は、助成対象となりませんのでご注意ください。

別表（助成対象経費）

| 区 分 | 助成の範囲等 | 留意事項 |
|-------|---|---|
| 報償費 | 講師、講演者、通訳、翻訳者等への謝金 上限額 1人当たり 50,000 円/日 ※外部講師・通訳等に限る ※国際交流・国際協力事業の謝金の助成 基準は別紙2のとおりとする | 金額は、事業の性格や社会通念上妥当と思われる範囲の額 申請団体に所属する者への謝金は対象外 ※外国人の子どもへの学習支援事業に限り、申請団体に所属する指導者（常勤職員を除く）への謝金を助成対象とする |
| 交通費 | 国内海外現地交通費実費 自家用車使用の場合の上限単価 37 円/km | 特別料金（グリーン料金等）、タクシー代、事前打合せや下見等に係る交通費は対象外 移動に自家用車や借上車両等を利用し、ガソリン代や高速道路利用料金が発生する場合は、その必要性や経路を明らかにしたうえで、妥当な範囲で対象経費とする。 |
| | 海外渡航、招へい費用 上限額 助成対象経費の 1/2 以内 ※国際交流・国際協力事業のうち、岐阜県・中国江西省友好提携30周年関連事業等、岐阜県が実施する国際交流事業に主体的に協力して実施する事業で、特に貢献度が高いと認められる事業に限る | 特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス料金等）、事前打合せ、下見等に係る旅費は対象外 国内海外の現地交通費については、上記による。 |
| 宿泊費 | 講師等招へい者の宿泊費 上限額 1人当たり 12,000 円/日 | 食事代は対象外 |
| 賃借料 | 会場・備品・車両などの借りに係る費用 | 団体が所有する又は賃借する施設の使用料、事前打合せ等に係る会場使用料は対象外 |
| 設営費 | 会場設営費、会場撤去費等 | |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、プログラム等の印刷代、複写費、製本費等 | |
| 通信運搬費 | 文書等の送料、事業に必要な物品等の搬送料等 | |

| 区 分 | 助成の範囲等 | 留意事項 |
|---------------|--|---------------------------------------|
| 原材料費、 消耗品費 | 用紙代、材料費、文具、書籍等短期間または一度の使用で消耗される物品の購入費等 | 耐久備品の購入費、贈与に係る費用（土産、賞品・記念品等）、食材料費は対象外 |
| 保険料 | 参加者、講師、スタッフ等に係る傷害保険等 | |
| 委託料 | 総事業費の 1/2 未満のもの | 委託料が総事業費の 1/2 以上となる場合は助成申請の対象外とする |
| 手数料 | 振込手数料等 | |
| その他 | 事業の遂行上、真に必要と認められ、かつ、対象経費として妥当であると認められる経費 | |

○助成対象とならない経費の主な例（上記の留意事項に掲載している以外のもの）

- （１）申請団体の運営にかかる経常経費（職員等の人件費、光熱費、家賃など）
- （２）観光経費（添乗員経費、交通費、宿泊費等を含む）
- （３）飲食にかかる経費
- （４）交付決定日以前に支出した経費
- （５）領収書の発行が得られないなど支出の事実が証明できない経費
- （６）申請時に計上されていない経費区分での経費（変更申請書の提出が必要）

報償費の助成基準（国際交流・国際協力事業）

国際交流・国際協力事業の申請団体は、以下の表より、報償費の助成基準（助成対象額）を確認してください。なお、外部者への謝金を助成対象とし、申請団体に所属する者に対する謝金は対象となりませんのでご注意ください。

別表（助成単価）

| 謝金支払者 | | 時間単価 | 1日の上限額 |
|----------|--|----------------|--------------|
| 大学等の研究者 | 教授 | 13,000 円/h 以内 | 50,000 円/日以内 |
| | 准教授 | 8,000 円/h 以内 | 40,000 円/日以内 |
| | 講師・助教・助手 | 6,000 円/h 以内 | 30,000 円/日以内 |
| | 特別に必要な場合 | 基準単価の 5 割増以内の額 | |
| 専門家 | 医師、弁護士、公認会計士 | 13,000 円/h 以内 | 50,000 円/日以内 |
| | 通常 | 6,000 円/h 以内 | 30,000 円/日以内 |
| | 特別に必要な場合 | 基準単価の 5 割増以内の額 | |
| 企業 | 通常 | 8,000 円/h 以内 | 40,000 円/日以内 |
| | 特別に必要な場合 | 基準単価の 5 割増以内の額 | |
| 著名人・タレント | 通常 | 特に定めない | 50,000 円/日以内 |
| その他 | 助成適正額を当センターで判断します。 助成上限額は 50,000 円/日とします。 | | |

注 1 専門家の例としては、専門の知識をもつ講演会や講座の講師、通訳者、翻訳者、ステージ等の演者（演奏者や舞踊家等）などです。詳しくは、担当までご相談ください。

注 2 単価には、源泉徴収額を含めます。